

平成18年大洲市議会第3回定例会会議録 第3号

平成18年9月26日（火曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
 2 番 上 田 栄 一
 3 番 安 川 哲 生
 4 番 福 積 章 男
 5 番 山 本 光 明
 6 番 西 村 豊
 7 番 武 田 雅 司
 8 番 中 野 寛 之
 9 番 二 宮 淳
 10 番 梅 木 良 照
 11 番 梶 田 和 美
 12 番 村 上 常 雄
 13 番 水 本 保
 14 番 岩 田 忠 義
 15 番 宮 本 増 憲
 16 番 叶 岡 廣 志
 17 番 後 藤 武 薫
 18 番 有 友 正 本
 19 番 古 野 青 弘
 20 番 矢 間 一 義
 21 番 向 井 敏 憲
 22 番 岡 孝 志
 23 番 吉 岡 猛
 24 番 清 水 久二博
 26 番 山 下 勝 利
 27 番 中 野 茂 明
 28 番 吉 岡 昇 平
 30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

25 番 田 中 堅太郎
 29 番 大 野 新 策

出席理事者

市長職務代理者
 助 入 役
 収 入 役

首 藤 馨
 田 上 隼 藏

総 務 部

部 長
 副部長兼危機管理課長
 副部長兼総務課長
 人事秘書課長
 監 理 課 長
 総務課長補佐
 総務課行政係長

小 島 健 市
 白 石 隆 壽
 上 川 慶 信
 神 元 崇
 城 戸 秀 光
 篠 原 雅 人
 往 田 秀 樹

企画財政部

部 長
 財 政 課 長
 電 算 課 長

上 村 孝 廣
 松 田 眞
 畦 崎 和 男

市民福祉部

部 長

佐 伯 幸 一

建設農林部

部 長
 副部長兼農林水産課長
 建築住宅課長

城 戸 良 一
 松 岡 良 明
 和 田 博

治水プロジェクト

担当副部長心得
 治水第2課長

二 宮 勝
 今 宮 雅 司

長浜支所

支 所 長

櫻 田 和 明

肱川支所

支 所 長

滝 野 弘 志

河辺支所

支 所 長

河 本 治

農業委員会

事 務 局 長

蔵 田 伸 一

教育委員会

委 員 長
 教 育 長
 教 育 部 長

岩 田 徳 幸
 叶 本 正
 尾 崎 公 男

教育総務課長 清水 一 志
公 営 企 業
病 院 長 谷 口 嘉 康
病院事務局副部長 垣 内 哲
監 査
委 員 藤 川 卓 見
~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 池 田 悦 子  
事務専門員兼調査係長 藤 岡 章 男  
議 事 係 長 谷 野 秀 明  
~~~~~

議事日程

平成18年 9 月26日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

第 98号議案 平成18年度大洲市一般会計
補正予算（第 3 号）
第 99号議案 平成18年度大洲市国民健康
保険特別会計補正予算（第
2 号）
第100号議案 平成18年度大洲市介護保険
特別会計補正予算（第 2
号）
第101号議案 平成18年度大洲市土地取得
造成特別会計補正予算（第
1 号）
第102号議案 平成18年度大洲市病院事業
会計補正予算（第 2 号）
第103号議案 大洲市国民保護対策本部及
び大洲市緊急対処事態対策
本部条例の制定について
第104号議案 大洲市国民保護協議会条例
の制定について
第105号議案 大洲市災害派遣手当の支給
に関する条例の制定につい
て

第110号議案 財産の貸付について
第111号議案 大洲市総合計画基本構想に
ついて
第112号議案 字の廃止について
第113号議案 平成17年度大洲市歳入歳出
決算の認定について
第114号議案 平成17年度大洲市企業会計
決算の認定について
第115号議案 専決処分した事件の報告並
びに承認を求めることに
いて

（全議案に対する質疑並びに市政全般に対
する質問、委員会付託）

日程第 3

請願第 12号 大洲市民の健康及び財産を
保護する条例策定等に関す
る請願書
請願第 13号 伊方原発でのプルサーマル
計画の中止と耐震強化を求
める請願
請願第 14号 「集配局の廃止再編計画に
反対する意見書」採択に関
する請願書

（委員会付託）

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 第98号議案～第105号議案、第110  
号議案～第115号議案  
決算特別委員会の設置  
決算特別委員の選任  
日程第 3 請願第12号～請願第14号

~~~~~

午前10時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番武田雅司議員、8番中野寛之議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第98号議案から第105号議案及び第110号議案から第115号議案の議案14件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、安川哲生議員の発言を許します。

○3番安川哲生議員 議長

○清水久二博議長 安川哲生議員

〔3番 安川哲生議員 登壇〕

○3番安川哲生議員 平成18年9月定例議会に当たり、発言のお許しをいただき心より感謝申し上げます。

思い返せば5年前の4月、国民の熱狂によって迎えられた小泉総理総裁も、今月任期の満了により新総裁選の告示が今月8日に行われ、去る20日に安倍晋三氏が衆参国會議員の、また地方党員党友の過半数獲得票で自民党総裁に就任されましたが、小泉5年5カ月の行財政改革の成果も大であったものの、格差社会を発生しているのも現実であります。安倍新総裁には、どこに住んでいても豊かさの実感できる社会の創造に全身全霊を打ち込んで取り組んでほしいものであります。

それでは、既に通告をしております事項に基づきまして順次質問をしてまいりますので、関

係理事者の明快な御答弁をお願いいたします。

山鳥坂ダム建設事業に伴う用地調査等に関する覚書調印が去る7月29日に国土交通省四国地方整備局と地元地権者組織間で締結され、今後本格的な用地調査が実施されることとなり、さらに国土交通省におかれましては、2007年度山鳥坂ダムの概算要求もさきの新聞等で報道され、12億円とのこと。これは2006年の当初予算の約1.2倍であります。鹿野川ダムの改造にも昨年度に比べて大幅に増加計上されるであろうと思うところです。このことは国土交通省や関係愛媛県また大森大洲市長等の熱意をもって取り組んでおられることのあらわれであり、高く評価すると同時に、地元の一人といたしまして感謝申し上げます。

しかし、地元住民の方の中には、次のような不安を訴えておられます。小田河辺大洲線のつけかえ道路の工事が始まれば、迂回路と時間通行制限が行われ、緊急事態の発生時、通勤通学等に影響が出てくるのではないかと心配されておられます。これは水没地域の問題だけでなく、河辺町にも関係してきますので、椽の木瀬から鹿野川間が完成し、供用開始されるまでの間は、現在の県道を十分に使用できるよう、大洲市から国土交通省及び愛媛県に対し強く要請していただきたいと思います。

次に、岩谷地域の地域振興対策について伺います。

岩谷地区は、ダム建設のために長期間にわたり苦勞を強いられた地域であり、現在の高齢化率は63.1%と非常に高い数字を指し、過疎化、高齢化が進んでおります。平成18年度の大洲市主要施策の中で、快適きらめくまちづくりがあります。その中に、治水対策の推進で岩谷自治会等からの要望事項を踏まえながら、山鳥坂ダム建設計画に水源地域整備計画の策定を進めますとあります。岩谷自治会からの要望事項だけでなく、大洲市にはまちづくり基本構想の中に6つのシンボルプロジェクトがあります。この

プロジェクトも活用して岩谷地域整備計画を進めるお考えはないか伺いしたいと思います。

次に、国土交通省の阿蔵地区河川改修事業と県の久米川河川災害復旧助成事業が始まり、これからは肱川水系の河川整備も進んで、快適で住みよい大洲となります。

そこで、河川整備完了後は河川には堤防ができ、遊水地がなくなります。しかし、平成16年、17年のような豪雨に対して、整備地域での水位は上昇するのではないのでしょうか。上昇するとした場合に、地域としてはどの地域まで影響すると思われていますか。

次に、整備地域以外の大川地区では、約13戸の床上浸水がありました。肱川町内でも床下浸水がありました。これらの地域では、肱川の河川整備計画外の地域なので、今後行政はどのような取り組みを行っていただけるのか不安でならないと言っております。市の今後の取り組みについて伺いいたします。

次に、団塊の世代の方が定年退職をして地方へのＵターン、Ｉターンが始まろうとしております。国土交通省では、団塊の世代の定年退職者が増加することを踏まえ、旅行代理店のＯＢらを対象に観光地プロデューサー制度を2007年度に創設する方針を固め、知識や経験、人脈が豊富で、将来は故郷で活躍したいと考えるベテラン社会人の能力を地域の観光振興やまちづくりに生かすのがねらいと聞いております。

さらに、国土交通省では、定年後はＵターンして故郷に貢献したいと考えている社会人が少なくないと見ているようであります。

そこで、今の大洲市において団塊の世代の方たちを受け入れ、活躍の場をつくるための農地や宅地などを安く提供して、阿蔵高山の塩漬け土地問題の解消を行う考えはないか伺いします。

以上で私の質問を終わります。

○城戸良一建設農林部長 議長

○清水久二博議長 城戸建設農林部長

〔城戸良一建設農林部長 登壇〕

○城戸良一建設農林部長 それでは、私の方からは団塊の世代についてお答えをいたします。

Ｕターンの取り組みについての阿蔵高山塩漬け土地活用での御質問でございますが、阿蔵高山用地の活用につきましては、平成16年11月の阿蔵・高山用地整備検討班会の報告書の中で、農地や宅地、いわゆる菜園つき住宅地が提案されております。また、現在静かな環境の中で自然と触れ合う暮らしが求められ、このことから土地の単価、敷地の広さなどを研究し、Ｕターン者やＩターン者、また市民の人たちが満足できるような住宅地として分譲が可能か検討する必要があると考えております。

しかしながら、当用地の開発には全体的な事業計画の中で住宅地の位置づけが必要であり、農地、宅地の整備に限りましても多くの事業予算を要することから、今後財政状況等を勘案しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

なお、開発公社及び住宅協会が分譲いたしております東若宮団地や予子林団地をＵターン者に取得していただくことも定住促進につながりますので、積極的にＰＲをしていきたいと考えております。議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。お答えといたします。

○二宮勝治水担当副部長心得 議長

○清水久二博議長 二宮治水担当副部長心得

〔二宮勝治水担当副部長心得 登壇〕

○二宮勝治水担当副部長心得 安川議員さん御質問のうち、山鳥坂ダムの関係と河川整備計画についてお答えをいたします。

まず、県道小田河辺大洲線についてでございますが、当道路のうち、ダムサイトに近い中間部の約6.4キロメートルにつきましては、ダムの建設により現在の県道は水没するため、つけかえ工事となり、国土交通省が施行することになっております。

この区間におけます施工時期の区分でござい

ますが、工事用道路を兼ねる区間となります京造地区付近から月野尾・見の越地区を通り、下敷水地区付近までの工区と、その下敷水地区から現在の県道までに取り合わせを行います一次切りかえ道につきましては、ダム本体の事業を早期に着手するため、まず優先的に実施されるものと伺っております。

次に、下敷水地区から椽の木瀬までの区間につきましては、ダム工事に並行いたしまして順次施工される予定となっております。

議員さん御指摘のつけかえ県道の工事期間中の一般車両への制限等につきましては、関係されます地元の住民からも強い要望がございますので、現在工事期間中の10地域の方々の生活、一般車両等への配慮等を含みます施工計画が検討されているところでございます。

なお、現段階でわかっております一般車両への配慮につきましては、特に一次切りかえ道が2車線でないため、現道がある区間は工事車両と一般車両の通行分離を図り、また現道がない区間につきましては、待避所を設置するなどの方法を実施すると伺っております。

さらに、工事用車両につきましても、安全運行の指導、監督を徹底するとともに、安全対策協議会等を組織し、地域の実情に合った交通安全対策を講じる予定と伺っております。

今後につきましても、関係されます皆様の意見を反映した施工計画となりますよう、大洲市からも強く要望していきたいというふうに考えておりますので、議員さんにおかれましても御支援と御協力をよろしくお願いをいたします。

次に、岩谷地区整備計画についてでございますが、ダムにより水没します関係者の生活再建対策につきましては、意向調査を実施し、関係されます皆様の意向把握に努めておりますが、事業内容が判明しますと意向にも変化がございますので、今後毎年の意向調査を実施する予定と聞いております。

また、岩谷地域全体の地域振興計画等につき

ましては、ダムの地権者協議会と自治会で構成されます合同部会におきまして、地域振興と公共施設の再配置計画等が検討されております。

大洲市といたしましても、このような動向を見きわめながら、山鳥坂ダム建設が発表されて以来二十有余年にわたりまして関係する皆様には生活再建や県道改良の問題等におきまして御不便と御迷惑をおかけしており、また肱川流域の治水対策におけますダム事業の重要性をかんがみまして、国や愛媛県の御協力を得ながら、議員さんの御指摘のとおり、総合計画の快適きらめきまちづくりにおきまして、水源地域の生活の安定や地域活性化のための整備を図ることとしております。

今後策定されます総合計画、基本計画におきましても、より具体的な内容として位置づけられるよう関係部局と調整を図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、河川整備計画についてでございますが、肱川水系河川整備計画では、治水対策につきましては、築堤、宅地のかさ上げ、ダム建設及び改造、内水対策施設等などとあわせまして、日常の河川管理、維持によりまして目標流量を安全に流下させることになっております。

このうち河道改修につきましては、下流域の流下能力とバランスを図りつつ、下流域への影響に配慮した段階的な施工となっております。

また、河川整備計画中期におきましては、山鳥坂ダムの建設と鹿野川ダムの改造が完成予定となっております。このことから、洪水時の流量が低減され、ダム下流の水位の低下が見込まれますので、議員さん御指摘の河川整備完了後はダムの効果と河道整備によりまして、水位上昇による影響はないというふうに伺っております。

次に、現在の河川整備計画に位置づけがされ

ていない地区の取り扱いでございますが、国及び愛媛県からは、下流域への影響を配慮しながら、災害等の状況に応じて局部的な災害等の対応を図りたいというふうに聞いております。

大洲市といたしましても、関係機関と調整を図りながら、被災箇所が再度の被災を受けないよう順次要望していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、上田栄一議員の発言を許します。

○2番上田栄一議員 議長

○清水久二博議長 上田栄一議員

〔2番 上田栄一議員 登壇〕

○2番上田栄一議員 当市は公債費比率23.1%と、県下で最も厳しい財政状況にありますが、市民の新大洲市に寄せる期待にこたえていく責任があります。市民の理解と協力を得ながら、財政健全化とともに金のかからない改革、費用対効果の大きい改革の推進により、実感できる市民サービスの向上に努めなければならないと考えます。理事者の積極的な取り組みに期待をし、通告しております3項目について伺います。

初めに、土地開発公社の経営健全化計画について伺います。

今後の経営健全化計画では、平成18年度から22年度までの5年間で、16年度末現在簿価45億1,000万円を6億6,000万円にまで縮減するものとなっており、今回塩漬け土地と言われている阿蔵・高山用地約37ヘクタールを12億943万9,000円で、また道路部分約7億7,400万円のうち1億5,000万円を市が買い取るようになっております。

そもそもこの用地は県立大洲農業高校の実習地の移転予定地として同校より依頼があり、市が昭和61年度から63年度に取得したものであり、約37ヘクタールの取得価格は5億6,000万円であり、反当たり150万円と、山林としては

破格の単価となっております。

その後平成4年に移転計画が白紙となり、開発公社が抱え込むことになったのでありますが、この用地については、20年前の取得でありながら、多くの市民が簿価上昇が深刻なものとなっていることを知ったのは、県内各公社の塩漬け土地が問題になった近年のことです。市民に対して多くの負担を強いることになりながら、責任の所在があいまいな点も問題ではないでしょうか。

この件は現在の政権にとっても大きな財政負担となっており、健全化計画は必要不可欠と考えますが、このまま処理をされると市民は納得できないのではないかと思います。これまでの経過の説明を求め、用地取得時の価格の基準は適正であったのか、県に対して公共施設誘致等の働きかけはなされているのか、健全化計画の推進が公債費比率に及ぼす影響はどうなるのか、市民に対しての説明責任をどのように考えておられるのか、現在と22年度末時点での簿価と時価の差額見込み、さらに今後の土地利用はどう考えておられるのかお伺いいたします。

長期間放置されていた問題に取り組まれることには、むしろ敬意を表するものであり、過去のことを現政権に問いただすことには心苦しい点もありますが、市民の負担になることでありますので、答弁をお願いします。

次に、行政連絡機構の再編統合計画について伺います。

このことについては、旧大洲市、旧長浜町の区長会制度、旧肱川町の自治会制度、旧河辺村の行政委員制度を平成19年度から統一した制度にすること、納税奨励金制度にかわる新たな助成制度の受け皿となる地域自治会組織を任意団体として設置することが主な目的と理解しておりますが、旧市町村代表と市職員各4名、計20名で構成されている検討委員会で、市の原案をもとに18年7月から10月まで3回程度協議され、平成19年度から統一した自治会制度により

運営する運びとなっております。

これは平成16年5月31日の合併協定及び同年11月5日の市町村長・助役合同会における確認事項をもとにして淡々としかも事務的に進められている感があります。

そもそも地域コミュニティ育成のための助成金は、旧市町村で差があり、それを統一していくことは、増額になるところもあれば減額になる地区もあり、地域での活動にも影響が出てくるはずです。具体的事例を挙げて説明をされているのでしょうか。各地区の区長が知ったのは8月だと思いますが、現場では理解できず混乱を招いている地区もあります。各地域での説明不足のまま実施されることは、住民不在の施策としか言いようがありません。

17年1月には新大洲市が誕生し、新しい体制となりました。新体制のもと関係部署で検討し、原案作成、委員会で十分協議し、地域の組織に理解と協力を得るため納得のいく説明をする、時間が不足すれば実施時期をおくらせるなど、地域の組織活動に配慮した対応はできないものか、理事者の見解をお伺いします。

なお、今後個人情報保護等の観点から、口座振替制度の推進を図ることで個人別請求書の作成や口座振替料等の経費の増大、徴収率の低下も予想されるが、納税奨励金にかわる助成金にも影響が出るのかについてもあわせてお伺いします。

最後に、小学校の統廃合についてお伺いします。

本年7月26日付の愛媛新聞でも、当市の小学校統廃合を検討する記事が掲載されましたが、児童・生徒数は年々減少し、市内28の小学校で平成元年の4,335人から平成18年5月1日現在で2,923人となり、元年と比較すると約34%の1,412人が減少したことになり、学校間の比較でも、多いところで609人、少ないところでは6人と、環境の格差もあり、7年後の平成25年には小・中学校合わせるとさらに500人程度減

少すると聞いております。

学校の維持管理等の経費も平均すると1校当たり約1,700万円かかっており、教育効果や学校経営の効率化などの点から、統廃合の検討は必要と考えますが、愛媛たいき農協も支所の統廃合を進めており、山間部では農協もなくなり、小学校もなくなれば、過疎化に一層拍車がかかるとともに、急速な勢いで高齢化が進むことになり、該当地区にとっては重大な問題であります。一定生徒数を基準に淡々と統廃合を進めることなく、地域と十分な協議をしながら進めていただきますよう要望しておきます。

さて、教育面に目を向けてみると、学級崩壊やいじめ、家庭での虐待、リストラット、小学生が犠牲になる犯罪の増加、学力の低下、先日新聞にも1面に掲載されておりました指導力不足の教員、3年連続でふえ続けている公立小学校の校内暴力、特に教師への暴力は05年度には前年比38.1%増と急激に増加するなど、まことに厳しい環境にあり、自民党新総裁安倍晋三氏も、教育基本法改正を最優先課題としておりますが、私は1クラスの定数の見直しが必要な時期が来ているのではないかと考えております。当市においても、知識だけでなく知恵のあるたくましい子供の育成に力を注いでいただきたいと思っております。

そこで、現在中学校9校の校区に28の小学校がありますが、中学校の校区内にある小学校を、一定の基準を設け児童や保護者が選択して通学できる制度はできないもののでしょうか。例えば新谷中学校の校区内には新谷小、柳沢小、田処小があり、北中学校の校区内には喜多小、平小、上須戒小があります。新谷小学校区の児童が田処小に通ったり、喜多小学校区の児童が上須戒小に通うことは、中学生用の通学バスを利用すれば可能です。児童、保護者が小学校を選択できることで、いじめや校内暴力、学力低下、学級崩壊等、さまざまな問題に柔軟に対応でき、きめ細かい指導が可能になるのではないかと

と考えます。既存の施設を使うことで経費もかかりません。ぜひ検討いただきたいと思いますが、理事者の考え方をお伺いします。

以上、3点について答弁いただきますようお願いいたします。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 上田議員御質問の土地開発公社の健全化計画についてお答えをいたします。

阿蔵・高山用地の経緯につきましては、議員御指摘のとおり、当初県立大洲農業高等学校畜産施設の移転候補地として、それとあわせて大洲市の将来の発展のために、昭和61年度から63年度にかけて開発公社が当時の高速道路等の買収単価を基準として取得をいたしたものでございます。

その後、畜産科の廃止等によりまして移転計画が白紙となりました。また、その後温泉開発によるウェルネスパーク構想や学園都市構想等を検討をいたしました但、いずれも実現には至らず、現在に至っておりますのでございます。

今後の開発計画には、基幹道路の整備が必要であることから、平成10年度から14年度にかけてまして延長980メートル、幅員11メートルの市道阿蔵高山線を整備いたし、現在に至っております。

こうした状況の中、市といたしましては、設立団体としての責任から、保有地の計画的な活用を図ることが、公社の経営改善また大洲市の財政運営上からも最重要課題との認識に基づきまして、本年3月に経営健全化計画を策定いたしました。

これは総務省が全国的に厳しい経営環境となっている土地開発公社の経営の抜本的改革を図るためでございます、市の再取得に対しまして地方債、特別交付税等の措置が講ぜられるものでございます。

本年6月30日に県の指定を受けまして、阿蔵高山用地につきましては、平成18年度中に再取得し、道路用地につきましては、平成22年度までの5カ年間で再取得することになっております。

県に対する誘致の働きかけにつきましては、当該用地を取得した経緯を説明し、地域振興につながる県営施設等の誘致について要望をしてきたところであり、今後も引き続き御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

公債費比率等に及ぼす影響でございますが、財政指数の管理は事業個々について積み上げたものではございませんで、市の発行する起債全体を長期的視点により管理をいたしておるところでございます。

昨年度策定いたしております大洲市公債費負担適正化計画にも今回の起債発行を織り込んでおります。平成17年度起債制限比率、これは3カ年平均でございますが、これは14.6%でございますが、阿蔵・高山用地取得に係る起債の元利償還が始まる平成21年度以降も起債制限比率は順次減少いたしまして、平成23年度には13%以下にできるものと考えておるところでございます。

起債管理につきましては、将来にわたる財政の健全性の維持や毎年度の収支バランスなど、これらの視点によりまして今後とも適切に管理してまいりたいと考えておるところでございます。

土地開発公社の現在と平成22年度末の簿価と時価につきましては、本年8月末の簿価総額は約41億円、時価いわゆる実勢価格は約20億円、平成22年度末の簿価額は、経営健全化計画により約6億6,000万円となり、実勢価格は約3億2,000万円になるものと試算をいたしておるところでございます。

次に、市民への説明につきましては、昨年度市内23地区で開催いたしました市政懇談会にて、阿蔵・高山用地を含めこの経営健全化計画



の説明を行っており、本年7月には市のホームページに掲載いたし、周知を図ってきたところでございます。今後も機会あるごとに市民の皆様へ周知に努めまして、御理解を得ながら執行してまいりたいと考えております。

阿蔵・高山用地に係る今後の方針につきましては、阿蔵・高山用地整備検討班会の報告に基づきまして、公共施設整備、住宅用地整備、公園整備、森林整備など、財政事情を勘案しながらさまざまな角度から精査をいたしまして、より地域の活性化が図られるよう検討してまいりたいと考えております。今後とも御理解と御協力をお願い申し上げましてお答えとさせていただきます。

○小島健市総務部長 議長

○清水久二博議長 小島総務部長

〔小島健市総務部長 登壇〕

○小島健市総務部長 それでは、行政連絡機構の再編統合計画に関しまして、まず区長会や公民館長会など関係組織への説明に関しお答えをいたします。

行政連絡機構等の再編統合計画に関します検討状況や基本的な考え方につきましては、昨日山本議員の御質問の中でお答えをしたとおりでございますけれども、まず区長会や自治会、公民館の代表者と行政職員で構成いたします市行政連絡機構等再編・統合計画検討委員会につきましては、これまで7月28日そして8月28日の2回にわたりまして会議を開催し、御協議をいただいているところでございます。

なお、この検討委員会においてお示しをした市の原案に関しましては、各関係団体ごとに調整をしていただいて御理解をいただく必要がございますので、検討委員会で協議した事項については、一たんそれを各団体に持ち帰って御検討をいただいております。そして、各団体からの御意見等につきましては、次の検討委員会で協議をしていただいて、その合意形成に努めるということにいたしております。

旧4市町村を単位といたします区長会長会あるいは自治会長会、公民館長会などにおきます協議状況でございますが、把握しておりますのは、延べ8回の会議が開催されているというふうに聞いております。

また、各地区を単位といたしまして、もう少し小さい地区でございますが、を単位として開催されます定例の区長会、自治会などにおきましても、報告、説明等が行われているというふうに聞いております。

今後検討委員会での最終調整が行われましたら、10月から11月にかけてまして各地区の区長会、自治会などでの説明会を計画したいと考えております。議員各位におかれましても、何かと御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、納税奨励金にかわる地域コミュニティー、住民自治活動への支援措置といたしましては、昨日もお答えしたところでございますが、各地区の自治会に対する補助金の交付制度を考えております。この財源といたしましては、納税奨励金の財源を充用する予定でございますが、上田議員御指摘のように、口座振替制度への移行に伴う新たな費用もございますので、自治会補助金の額等につきましては、このことも考慮した上で調整を行い、平成19年度当初予算編成の中で決定をしてまいりたいと考えております。

次に、実施時期を見直して平成20年度以降におくらせることはできないかといった御質問でございますが、合併協議におきましては、申されましたように、平成17年度に現況調査を行い、平成18年度に再編統合計画案を取りまとめ関係組織との調整を進めるということ、そして19年度から統一した制度によって執行することが確認されているわけでございます。

このことから、これまで市内部の検討また関係団体との調整を進めてきたところでございますが、8月28日の第2回検討会においては、市

が示した組織の再編統合計画案の基本的な事項について御了承をいただいたところでございます。今後もこの検討会を中心として順次調整を行いまして、計画どおり平成19年度からは統一した組織により執行をしまいたいと考えておりますので、どうか御理解を賜りたく存じます。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは小学校の統廃合についてお答えを申し上げます。

学校の統廃合の問題につきましては、昨日もお答えしましたように、学校統廃合検討委員会を設置し、具体的な計画を立ててまいりたいというように思っておりますが、その中では、教育効果が十分に発揮できるよう取り組むとともに、地域の理解と納得を得られるよう対処してまいりたいというように考えております。

議員お尋ねの中学校区内の小学校選択制度についてであります。このことについては、市の実態や現状を考えますと、困難ではないかというように考えているところであります。

その理由としましては、1つに、交通機関の整備が十分でないため通学に支障を来すこと、2つに、児童数が減少することによって学級数が減少となる小規模校が多いこと、それと3つに、学級数の減少に伴い教職員数も減少することとなり、学級数や教職員定数について市に裁量権がない現状では、学校運営に支障を来すこと、4つに、中央へ集中することが懸念されることなどが考えられるところであります。

教育委員会といたしましては、子供たちに郷土を愛し、郷土のために尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の目的を考えますと、地域に学校が存在する以上、そこに通学し、地域での学習を大切にしていきたいというように考

えているところでございます。ただ、この問題につきましても、今後の検討委員会の中で議論を深めていただくのは大いに結構だというように考えておりますので、御理解をいただきたいというように存じます。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、梶田和美議員の発言を許します。

○11番梶田和美議員 議長

○清水久二博議長 梶田和美議員

〔11番 梶田和美議員 登壇〕

○11番梶田和美議員 今月6日、秋篠宮紀子様がお男の子を出産され、日本じゅうが喜びに沸き、お祝いの言葉を送られたことでしょう。悲惨な暗いニュースが多い中、ほのぼのとした温かい気持ちにさせていただきました。

また、先日の新聞では、その出産を前に紀子様は臍帯血の提供に同意されていたことを知り、とても感動いたしました。皇室からの臍帯血の提供はもちろん初めてであります。皆さんも御存じのとおり、白血病の治療には骨髄移植と臍帯血移植があり、臍帯血移植は白血病の形が完全に一致しなくても移植可能であり、臍帯血の採取には母親にも赤ちゃんにも負担がかからないなど、画期的な治療法として急速に普及していると言われております。病状によっては骨髄移植と同等であるということもわかってきているようです。この臍帯血の提供また臍帯血移植などは、現在と未来との医療貢献は数々のメリットが言われておるにもかかわらず、まだまだ知られていないというのが現状だそうあります。この紀子様の提供によって臍帯血提供また臍帯血の移植が広く世の中に受け入れられて、移植を待つ患者の皆さんの大きな力になることを心から願ったところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

マグニチュード6.0以上の地震回数が全世界の22.2%を占めている地震大国日本にあって、

南海地震はいつ、どこでも地震が発生し得る状況にあると国土交通白書で指摘しております。けさもマグニチュード5.2、大洲市震度4の地震がありました。とてもびっくりいたしました。が、9月1日の防災の日の新聞には、県内防災対策自治体に格差の見出しで、要援護者避難プランや自主防災組織の結成率などの実施状況の表が掲載されておりました。もちろん防災の重要性は市民も行政もわかっていることでありますが、予測のできない自然災害に対しても、対応次第では少しでも被害を少なくすることは可能であり、そこに行政の重要な役割があると考えます。

そこで、市民のとうとい生命を守り、より多くの人に安心を与えるためにも、地震対策が最も重要な政治課題であり、市民の地域防災意識向上の一助になることを願い、私たち公明党愛媛県本部は7月に地震防災に関する意識調査を実施いたしました。愛媛県の世帯数の約1%に当たる6,075名を対象に、無作為、面接聞き取りで実施いたしました。大洲市においては205名の方に協力をしていただき、回答をいただきました。

質問は、大地震を不安に思うかや自主防災組織、防災マップ、耐震診断、防災情報などの15の設問と最後にアンケートに協力してくださった方の意見、アイデアなども伺っております。そこには、地域の防災力向上や防災情報、対策の明確な提示などの意見が多く寄せられておりました。

そこで、大洲市の意識調査で明らかになったことを紹介しつつ質問をさせていただきます。

まず、今後予想される大地震を不安に思うかとの質問には、いつも思う、時々思うを合わせて92%の人が不安に思っております。また、地震災害について家族や身近な人と話し合ったことがあるかとの設問には、70%の人があると回答をし、地震災害に対し高い関心を持っていることがわかります。

その一方で、地震に対してふだんの備えをしているかとの問いには、76%の方が備えをしていないと回答しております。地震への危機感が具体的な防災対策に結びついていないということがよくわかりました。

そこでまず、多くの人が地震に対して不安を抱えていることに関してどのような認識を持たれているかをお伺いいたします。

また、さきの新聞の報道では、我が市においては洪水に関する防災マップはできているけれども、総合防災マップはまだ策定されていないようではありますが、今後新たに策定されるのでしょうか。

配付されている防災マップの活用についての設問では、74%の人が活用していない、わからないと回答しております。7割の人が活用していないとの現状について、啓発の仕方また今後の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

次に、地域の防災力に関する設問では、自主防災組織について知っていますかとの問いに、49%の方が全く知らないと回答しております。さらに、地域の自主防災活動や訓練に参加したことがあるかとの問いにも、83%の方は参加したことがないと答え、その理由はとの問いに、46%の方は活動に関する情報がないからと答えております。また、年齢別では、70代の方は地域にないからとの回答も寄せております。

そこで、大洲市では自主防災組織の結成率は74.7%と、県内平均51.8%を大きく上回っておりますが、まだまだ自主防災組織に対する理解や認識の不足が感じられます。この件についてはどのように考えられているかお聞かせいただきたいと思ひます。

また、地域防災力にはこの自主防災組織の結成推進ももちろんですが、その組織を有効に運営するためには、中心となるリーダーの育成が必要となり、具体的な指導のもとで住民が力を合わせた活動、訓練を行うことがとても大切で

あると考えます。実際の訓練から学ぶことも多く、積極的な意見、活動ができると考えます。

今議会にも自主防災組織支援事業として19組織に資機材貸与品の購入で114万円の予算計上もあり、資機材の整備とともにこれから各組織における自主的な訓練が求められると考えます。

そこで、自主防災組織から防災リーダーまたは防災士となる研修を受講できるようにし、リーダーの育成を推進していただきたいと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、災害の被害者の多くは自力で避難することができない要支援者で、要援護者また災害弱者と言われる高齢者、身障者または乳幼児、妊婦などの方たちであります。防災対策の難しさは行政だけでは対応できない点にあります。通信網も交通網も寸断される危険性の高い大規模災害では、外部の援助も大変困難です。

阪神・淡路大震災では、消防や自衛隊によって救出された方は1.7%で、多くの方が隣近所の助け合いによって救助されたと言われております。ここに日ごろの交流また近所づき合いなどの大切さがあり、行政、家族、地域がそれぞれ力を合わせて一人一人の命や暮らしを守ることができる地域づくりが重要になると考えます。

要援護者に関しては、特に日常的な状況の把握が必要となります。県内では松山市、宇和島市、愛南町では、要援護者避難支援プランの策定が済んでおります。確かに個人情報保護条例の壁もあり、特に障害のある方は障害者に対する社会的な理解不足やプライバシーの問題から、必要な支援についてはほとんど理解されていないのが現状のようです。

徳島県小松島市では、対象となる要援護者と災害者に手助けしてくれる支援者を事前に登録しています。台帳を作成していく過程では、住民の防災意識や地域的な傾向などの把握もできるそうです。また、東京都荒川区では、本人の

同意を得て要援護者を登録し、それぞれの人数がつき、おんぶ隊を自治体でつくっているということです。愛知県豊橋市でも見守りボランティア制度をつくり、65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し福祉表を作成し、日ごろからどのような支援や地域との関係づくりが必要かを把握しております。松山市でも、市災害時要援護者支援対策マニュアルを策定し、現在約4,000名の登録を受け、災害時にはあらかじめ決めていた近隣協力員2名が駆けつけ、避難の手助けをするという手順になっているそうです。

このような弱者支援には地域住民による防災運動の機運づくりや社会福祉協議会等への支援体制、移動やトイレに介護が必要な方や授乳やおむつなど特に配慮を必要とする乳幼児のための避難施設や医療機関との連携促進、体系づくりが早急に必要とされております。

そこで、大洲市ではこの要援護者避難プランについて今後どのような予定で取り組まれていくのかをお伺いいたします。

また、意識調査の中で、災害時においてボランティア活動に参加したいと思いませんかとの設問に、参加したい意向を持っているが62%で、ボランティア精神が顕在であると言えます。この災害ボランティアに関してはどのような認識を持たれているのかもあわせてお聞かせください。

次に、大地震に対して心配していることは何ですかとの問いに、複数回答であります。家屋などの崩壊が73%、家族の安否が53%、電気、水道、ガスの供給停止また火災の発生などが39%の順となっております。

家屋の崩壊への備えとしては、耐震診断、耐震補強工事の実施が有効なことは明らかであります。そこで、耐震診断をしたいかとの問いには、したいと思う、補助があればしたいに回答した人は79%でありました。また、耐震補強工事をしたいかの問いにも、何らかの形で耐震補

強工事をしたいと考えている方は76%ありました。このことから、耐震診断、耐震補強工事などの補助事業への市民の期待は大きいと思われます。

そこで、大洲市でも9月1日から10月31日にかけて木造住宅耐震事業を行っていますが、現在どのくらいの希望件数があるのでしょうか。また、災害時の被害拡大を未然に防ぐ耐震事業に対する何らかの施策を行っていく考えはないか、お伺いいたします。

また、学校施設の耐震診断は済んでいると伺っていますが、その結果を踏まえた補強工事についての現状と今後の方針を伺いたいと思います。

次に、防災情報についての設問で、地震が発生したとき行政から防災情報が的確に伝わっていると思うかということに対し、79%の方が思わない、わからないと回答がありました。市民の不安に対しの確かな情報の充実が求められると考えます。

安心・安全対策では、不審者情報メール配信システムに予算を計上していただきました。大いに子供たちの、また市民の安心・安全に役立つことと思います。多くの方の登録を期待するところですが、このシステムが5万3,000円と案外安価なことから、同じシステムで警報、火災、地震などの防災メール配信も可能ではないかと考えます。防災無線では、聞こえにくい、わからないとの声があるのが現状です。

そこで、災害の情報はいざというときには役に立たなければ意味がなく、メール配信では同時に正確な情報が共有できます。このメール配信を災害情報配信としても活用すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

香川県三木町では2カ年計画で1台4,000円の防災ラジオを町が2,500円の補助をし、災害時の情報手段として導入しているようです。ふだんは一般のラジオ放送が楽しめ、災害時には電源を入れておけば町からの災害情報に自動的

に切りかわる仕組みになっているそうです。これなら高齢者の方にも操作は簡単です。こうした情報を正確にキャッチした上で、一人一人が日ごろから密接な人間関係を築き、地域ネットワークを広げ、ふだんからの備えを怠ることなく災害への対応力を養っていくべきと思いますが、行政の重要な役割として正確な情報配信についてこれからの取り組みについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

最後に、障害者の自立支援についてお伺いしたいと思います。

この10月より医療制度が少子・高齢化社会により医療費が急速に増大する中、国民皆保険を将来にわたって持続可能な医療制度再構築のための改革がスタートいたします。

同時に、障害福祉サービスの安定した拡大を実現する抜本改革として成立した障害者自立支援法は、本年4月より施行され、10月より全面施行となります。我が市においても、新たな制度の周知、広報や障害者への説明、障害程度区分の認定などの準備に多大な努力をいただいていることと思います。

この障害者自立支援法は、分立していた障害福祉サービスを一元化することにより、サービス給付の安定した財源の確保を実現し、障害者福祉サービス全体をより体系的なサービスへと再編を図ることにより、今後の障害福祉の発展の基盤となるものであるとしておりますが、一方では本人負担のあり方や事業運営での課題、また新たな制度への理解が必ずしも十分でないことから、障害者、家族が多く不安を抱えているとも聞いております。

10月からの全面施行を前に、公明党は8月14日、利用者負担の軽減や関係施設への支援などを川崎厚生労働相に申し入れを行いました。その結果、通所施設に通う未就学の障害児の自己負担を保育所の保育料程度まで減額されること、施設運営の安定や施設の要件が緩和されるなど、何点かにおいて国民の声をもとにした要

望がかないました。これから5年ほどかけて移行されていくということです、さらに見直しや検討を重ね、障害者が安心して地域で生活できる制度にさせていただくことを願っております。

大阪の堺市では、市独自で医療支援ガイドヘルパー事業を無料にし、また日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、生活サポート、経過的デイサービス事業を負担減にし、また通所施設利用者を一般家庭の保育料を上限とするなど、障害者の負担軽減の施策をスタートさせることを決めています。

そこで、本市におきましても、4月の新制度導入から5カ月、混乱や戸惑いはなかったでしょうか。1番には、障害者自身にこの制度をしっかりと理解してもらうことなんですが、福祉の現場において利用者の反応、また十分な制度であるかどうか、課題や問題点も次第に明らかになってきているのではないかと思います。現状をお聞かせいただきまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○首藤馨市長職務代理人 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理人

〔首藤馨市長職務代理人 登壇〕

○首藤馨市長職務代理人 梶田議員さん御質問の防災対策について御説明をいたします。

まず、それに先立ちまして、御報告がありましたように、けさの地震につきまして非常に私たちも即座に対応いたしまして、地震発生後直ちに災害対策本部を設置いたしております。現在のところ被害の状況の報告は上がっておりませんので、御報告をさせていただきます。

また、梶田議員さん言われましたとおり、近く予想されます東南海地震、これらにつきましては、行政としても市民の生命、財産の安全確保ということは行政の基本と考えております。そのようなことで今後取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そのような中で、自主防災組織について御質

問があったわけですが、まず自主防災組織の状況でございますが、これについてお答えをさせていただきます。

自主防災組織に対する理解や認識について市民は非常に低いぞと。市においては今年8月1日現在で自主防災組織の結成率は74.7%というふうなことで、言われましたとおりでございます。私たちもこの数字につきましては、愛媛県下では松野町、新居浜市に次いで第3位となっておりますところでございます。このように、結成率だけで見ますと、他市と比べまして市民の認識も深く、自主防災組織の重要性を認識された結果このような結成率の形となってあらわれているものと感じておるところでございます。

自主防災組織の理解、認識、これをさらに深めていかなければならないということは十分認識をいたしておりますし、重要であると考えておりますので、昨年も広報紙などにおいて2度ほど記事を掲載いたしております。今後とも啓発活動に努めたいというふうに考えております。今年度中にはまた結成率を100%になるよう引き続き推進してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それに続きまして、自主防災組織のリーダーの育成はどうぞという御質問でございます。御指摘のとおり、組織を有効に機能させるためには、リーダーの育成は急務であると考えております。市といたしましては、リーダー研修の受講も含め、地域防災力の向上につながる方策について検討をしてまいりたいというふうに基本的なことを考えておるところでございます。

他の防災関係の答弁につきましては、担当の方から答弁をいたしますので、以上、基本的なことについて考えを述べさせていただきました。

○佐伯幸一市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 佐伯市民福祉部長

〔佐伯幸一市民福祉部長 登壇〕

○佐伯幸一市民福祉部長 梶田議員さん御質問

中、私の方からは障害者自立支援法についてお答えを申し上げます。

議員さん御指摘のとおり、障害者自立支援法はことし4月に施行され、10月から全面施行されます。以前の制度と大きく変わった点といたしましては、身体、知的及び精神の3障害を対象とした点、またサービス体系や報酬の支払い方式が抜本的に見直された点、そしてこれらサービスの利用者負担が1割になった点が上げられます。

特に利用者負担が応能負担から1割の定率負担になったことにより、ほとんどの方の負担額がふえ、施設退所や利用取りやめなどになるのではという報道がなされ、利用者にも不安が広がったことは事実でございます。

本市におきましても、ほとんどの方の利用料が上がっており、負担がふえたことは明らかでありますけれども、一定の御理解をいただいている声も聞くこともございます。また、負担を感じる方もおられました。

そこで、各事業所に利用状況を確認したところ、若干の利用手控えと思われる方がわずかにおられるようではございますけれども、利用者負担の増加を苦にした利用中止や多くの利用手控えといった状況はなく、4月以降もほぼ同様の利用状況と認識をいたしております。

また、これら制度の周知につきましては、施行前に改めて行われました申請手続において説明を行いますとともに、今月14日にサービス利用者を対象に新サービス体系への移行や利用者負担など制度全般についての説明会を行いましたほか、広報10月号でございますけれども、これにおきましても利用手続や新サービス体系への移行等を広く周知しております。

しかしながら、この障害者自立支援法はわかりにくい点も多いと思いますので、今後も個別の相談に對しわかりやすい説明を行ってまいりたいと考えております。

また、施設サービスは全面施行後5年間にお

いて新サービスへの移行を行うこととなりますが、この間も見直しが行われる可能性はあると思われまので、このような点に迅速に対応しながら、今後も障害者にとって必要なサービスを適正に受けられるよう障害者自立支援法の周知、運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○白石隆壽総務部副部長 議長

○清水久二博議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務部副部長 登壇〕

○白石隆壽総務部副部長 それでは、私の方からは防災関係6点についてお答えをいたします。

初めに、議員お尋ねの地震に対する不安についての認識でございますが、多くの市民が持たれております不安と同様の認識を持っておりまして、その不安の解消のためにも、地震に対する備えが最も必要なことであると思うわけでございます。

地震災害において最も重要なことは、被害を出さないための備えと被害を最小限に食いとめるための備えを適切に行っていくことであると考えております。

まず、被害を出さないためには、建物の強度を高めたり、あるいは家具等の転倒を防止することが必要であります。また、被害を最小限に食いとめるためには、大地震が突然発生した場合、どんな事態が起こり、何をどうすればよいか十分認識をし、常に行動をできるようにしていくことが重要であります。

市といたしましては、昨年の広報紙10月号から12月号において、地震のメカニズムや南海地震の予想、地震発生時の心得や家具の固定方法などを掲載いたしまして市民への周知等を行ったところでございます。今後におきましても、きめ細かな防災対策を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、総合防災マップの策定についてでございますが、この件につきましては、マスコミにも報道されましたように、当市は昨年洪水避難地図を市内全世帯に配付したところでございます。御案内のように、総合防災マップは堤防の決壊に伴う浸水情報や土砂災害の危険地域の情報、そのほか津波の情報などを一元的に掲載した図面でございます。当市におきましては、既に作成しております洪水避難地図以外の土砂災害等のマップ作成についても、建設課及び関係機関との調整を図りながら今後適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、洪水避難地図の啓発についてでございますが、このことにつきましては、昨年8月及び9月の広報紙において、洪水避難地図の見方や地図を見る上での注意点、それから避難のタイミング等について掲載をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、啓発は大変重要であると認識をいたしておりますので、今後におきましても広報「大洲」またはホームページを活用しながら啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害弱者対策につきましては、現在国土交通省が全国的にモデル市町村を掲げ、要援護者避難支援プランづくり等の推進を図っているところでございますが、そのモデル市に当市が選定されておりますので、国主催のワーキング会議におきまして当市からは危機管理課、社会福祉課、高齢福祉課等の関係する部署が出席する予定でございますので、こうした会議等を有効に活用しながら、来年度をめどに支援プランづくりを行いまして、災害弱者への対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、災害ボランティアに関する認識についてでございますが、御存じのとおり、大規模な地震等が発生いたしますと、行政は救援や復興などの業務に追われ、被災者個々のニーズに十

分こたえていくことは非常に難しい状況に置かれることが予想されます。このような中で、ボランティア活動は被災者個々のニーズに応じた被災現場の復興等に対応することができますので、市といたしましても大変重要な位置づけにあると認識をいたしております。今後とも災害のときにはボランティアの皆さんが十分に活動していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、防災情報についてでございますが、この問題につきましては、防災行政無線の一元化統合が急務であると考えております。現在防災行政無線の整備につきましては、新市の建設計画に基づきまして基本計画を今年度策定しているところでございまして、来年度には実施設計を行い、以後年次計画により順次施行する予定でございます。

議員御提案の防災情報のメール配信並びに防災ラジオの導入につきましては、ただいま申し上げましたように、防災行政無線の整備を最優先に考えておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○和田博建築住宅課長 議長

○清水久二博議長 和田建築住宅課長

〔和田博建築住宅課長 登壇〕

○和田博建築住宅課長 それでは、私からはお尋ねのうち木造住宅耐震事業についてお答えします。

本市では、木造住宅耐震診断事業について昨年度より国の補助を得て補助制度を実施し、今年度も現在受け付けを行っているところでございます。

この事業は、昭和56年6月の新耐震基準施行以前の一定条件を満たす木造住宅について耐震診断を行った場合、その費用を2万円を限度に補助するもので、昨年度は20件の予定に4件の実績がありました。今年度は10月末までの受け付けを予定しておりますが、現在4件の申し込



みとなっております。なお、今年度も20件を予定しているところでございます。

この制度につきましては、今年度は広報6月号、9月号や当市の公式ホームページに掲載するとともに、建築士会など市内の建築関係団体を通じて市民に周知を図っているところでございます。

東海・東南海・南海地震等、巨大地震の発生が危惧される中、国では現在の建物全体で耐震性ありとするものを75%と推計し、今後この数値を90%まで引き上げることを目標に各種施策が進められております。

当市におきましても、今後国、県からの指導に従い、また市民の要望等を的確にとらえ、安心・安全のまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○清水一志教育総務課長 議長

○清水久二博議長 清水教育総務課長

〔清水一志教育総務課長 登壇〕

○清水一志教育総務課長 それでは、私の方からは学校施設の耐震診断後の改修についてお答えをいたします。

文部科学省は、学校施設の耐震化を進めるため、建築基準法の耐震基準が強化される前の昭和56年5月以前に建築確認を終え建築された施設について、平成17年度までに耐震診断を行うよう各自治体に指示をいたしております。

これを受けまして本市におきましては、平成16年度と17年度の2カ年間で市内の小・中学校の施設のうち、対象となります校舎39棟と屋内運動場16棟の合わせまして55棟について耐震化優先度調査を実施したところでございます。

議員さんお尋ねの今後の耐震化の取り組みについてでございますが、この調査結果から得られました基礎データをもとに、専門的な考察を加え、また今後策定いたします学校統廃合計画との調整も図りながら順次改修事業を実施して

まいりたいというふうに考えております。

なお、事業実施に当たりましては、多額の経費が必要となりますので、国の交付金など財源確保を図りながら計画的かつ効率的な執行に努めてまいり所存でございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○清水久二博議長 次に、中野寛之議員の発言を許します。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 無所属の中野寛之です。ちょっと準備があれでしたが、失礼いたしました。

今議会は森市長不在の定例会ということでありまして、私も今回は一般質問作成には非常に苦慮いたしました。

また、こういった市長不在という事態を経験してみると、その存在の大きさと、そして選挙によって市民の皆さんから選ばれた大洲市のトップリーダーとしての市長の職責がいかに重大であるか、私自身改めて痛感をしております。

昨日の首藤市長職務代理者の答弁では、10月中ごろの復帰を確信しているとの言葉もございました。森市長が一日も早く回復され、そして公務に復帰し、山積する大洲市の諸問題解消に向けて強いリーダーシップを発揮されることを心より祈念をしております。

それでは、ただいまより一般質問を行います。理事者におかれましては、誠意ある答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、財政問題について取り上げます。

この問題、昨年の大洲市長選挙における最大の争点でもありましたように市民の関心は非常に高いものであります。今議会におきましても

11名の一般質問議員のうち、私を含めて5名の議員の方がこの財政問題を取り上げておられます。先日の北海道夕張市の財政破綻が大きく報じられたこともあり、大洲市議会の財政の現状に対する強い危機感のあらわれであると感じております。

また、先月末には自治体の財政健全度を示す新しい指標として導入された実質公債費比率、これの速報値が総務省より発表され、愛媛県においては、久万高原町、四国中央市を上回る県内ワースト1位は大洲市でありました。昨年までの従来の指標で比較したときよりも、この新しい指標では県内他市と比べ相対的に状況が悪化していると思われるわけであります。理事者の現状認識と今後の方針について、答弁をお願いいたします。

また、公債費負担適正化計画についてもお尋ねをいたします。

この新しい指標である実質公債費比率が導入されまして、大洲市財政のより厳しい状況が明らかになっております。昨年度、大洲市は平成17年度から23年度までを期間といたします公債費負担適正化計画を作成いたしまして、愛媛県にも提出しております。今年度におきまして、既にこの計画を見直しておる最中であると聞いておりますが、どの程度の変更を予定しておられるのか、議会に対して報告をお願い申し上げたいと思います。

次に、補助金等の見直しについて質問いたします。

今年度当初予算におきましては、団体活動等補助金及びその他の補助金についても原則5%カットを実施しております。しかし、この一律5%カットもとりのあえずの処置であると報告されております。平成18年度予算に計上されております全補助金288件のうち257件、総額約9億4,000万円を評価対象補助金とし、今年度中に抜本的な見直しを行い、来年度平成19年度当初予算に反映させるとの方針であるとのことですが、

現在行われております補助金等の見直しの方針等につきまして、理事者の説明をお願い申し上げます。

また、2点目としまして、審査プロセスの透明性確保について伺います。

今後、現実に補助金等の削減または廃止が行われた場合、いわば既得権益であるがゆえにさまざまな困難や抵抗が予想されます。無用な政治不信、行政不信を招かないためにも、公正かつ適正な補助金等に対する評価が必要であると私は考えております。

現在市民の有識者の方5名からなります大洲市補助金等審査会が設置されておりますが、こちらの審査会、委員名もまた議事録も非公開の秘密会と現在なっております。公平性を担保するための審査会であるはずですが、このように非公開だらけの現状には、ややもすると疑問を感じております。審議の過程などに対します透明性の確保、また情報公開が必要なのではないでしょうか。この点理事者の見解をお聞かせください。

次に、阿蔵・高山用地について質問いたします。

今議会初日の提案理由説明、また先ほどの上田栄一議員への答弁にもございましたように、今回阿蔵・高山用地約37ヘクタールの取得費及び進入道路用地の一部取得費について予算計上されております。大変紆余曲折のあったこの塩漬け土地であります。大洲市土地開発公社の経営健全化を考えますと、私としてもほかに対案がないという点で、今回の決断、苦渋の決断ではありましようが、私は一定の評価をしております。

また、今後の問題は、市が取得した後の土地利用計画でもあります。給食センターであるとか福祉施設であるとか、公共施設の用地としての利用もささやかれておられるようですが、現在の危機的な財政状況を見ましても、拙速な開発を避けるべきではないかと、このように考え

ております。

私の対案といたしましては、国または県の補助を活用した保安林、もしくは造成を最低限に、また造成を行わないまま最小限の経費で遊歩道といったものを整備した森林公園といった方法が一番現実的な方法ではないかと考えております。

もちろんこれらの活用法は恒久的なものではなく、将来財政状況が好転したときにも本格的な利用を検討することを選択肢の一つとしておけばよいのではないのでしょうか。

これら今後の阿蔵・高山土地利用について、現在の理事者の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、いじめ問題について質問いたします。

ことし8月、今治市内におきまして、中学1年男子生徒がいじめに遭ったことをうかがわせる遺書を残して自殺するという非常に痛ましい事件が発生しております。今治市教育委員会におきましては、いじめはどの学校、どの学級にも、またどの児童・生徒にも起こり得るとの認識を再度徹底するなどとした「いじめの根絶を目指して」と題する緊急通知を実施しております。

また、愛媛県教育委員会におきましても、先月、8月25日までに県内の各市町教育委員会教育長あてに「いじめ問題の根絶に向けた取り組みについて」という通知を出しております。

以上のような状況を念頭に、大洲市教育委員会としてこのいじめ根絶ということに向けたどのような取り組みを行っておられるのか、現状の御報告をお願いを申し上げます。

また、新聞投稿記事についてもお尋ねをいたします。

現在、地方紙であります愛媛新聞紙上には「ヤング落書き帳」という若者向けの投稿欄がございます。そのコーナーにおきまして、ことし3月から5月にわたりまして、3度にわたりいじめの対象になっていることを相談する大洲

市の女子生徒の匿名投稿が掲載されておりました。これらに対応しまして、教育委員会として実態把握など組織的な対応をどのように行われておったのか、御報告をお願いをいたします。

最後に、平野運動公園プール等の安全対策について、4点質問を行います。

本年7月31日、埼玉県ふじみ野市の市営プールにおきまして、小学校2年生の女子児童がプールの吸水口に吸い込まれて死亡するという、これも非常に痛ましい事故がございました。この事件を契機に、全国の公営プールにおきましてその安全対策の不備が相次ぎ発覚し、大きな社会問題となったことは記憶に新しいところであります。

大洲市にも市教育委員会が管理をしております平野運動公園プールがございますが、流水プールの吸い込み口、こちら、大洲市の場合は鉄板に穴をあけて対応しておったんですが、これが1重であることがことしの8月4日に判明いたしましたして、土、日を挟みまして8月9日より流水プールの流れをとめて、利用料を下げた営業をするという処置を行っております。

ちなみに宇和島市におきましては、プールの安全対策について県への報告に不備があったことが明らかになり、石橋市長並びに宇和島市の教育委員会が陳謝するということが起きておりました。

幸いにして、大洲市ではそこまでのミスには至っておりませんでした。非常に危ういケースではなかったかと私は認識をしております。これら一連の経過について、教育委員会からの報告をお願い申し上げたいと思います。

2点目は、安全対策通知の未確認についてです。

今回発覚いたしました平野運動公園プールの不備でございますが、今から5年前の平成13年7月、当時の厚生省から愛媛県を通して、大洲市に対して「遊泳用プールの衛生基準について」と題する通知が届いておりました。この

当時の厚生省からの通知には、施設基準として排水設備の吸い込み防止口を固定させるとともに、吸い込みを防止するための金具を設置することと明記されておりました。平成13年当時、今から5年前であります、このような重大な通知が結果としてなぜ放置をされたのか、この当時の状況というものを御報告お願いしたいと思います。

次に、関連いたしまして、安全対策通知、この未確認の有無についてもお尋ねを申し上げます。

先ほど指摘をいたしました平成13年7月以降も、国及び県、また関係機関から安全対策に関するさまざまな通知が大洲市に届いておったはずで、5年前に通知が未確認であったという事実があったことからしますと、現在までのこの5年間の間に、ほかにも通知が放置されている可能性がある、ということになります。もちろんこの管轄は教育委員会だけではなく、市長部局の方も含めて市全体が対象であると考えられますが、この点に関して調査を行ったのか、また調査結果がどうであったのか、この点御報告お願い申し上げたいと思います。

最後に、再発防止策についてお尋ねを申し上げます。

今回発覚しました5年前の安全対策通知が未確認であったという事実を踏まえた上で、今後通知等の見落とし、また未確認を防ぐ再発防止策についてどのようなお考えであるのか、現在の理事者の見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 中野議員さん御質問中、阿蔵・高山用地についてお答えをいたします。

経緯につきましては、先ほど上田議員さんにお答えしたとおりでございますので省略をさせていただきます。お尋ねの阿蔵・高山用地の利用計画について、答弁をさせていただきます。

この用地につきましては、平成16年11月に阿蔵・高山用地整備検討班会、これにおきまして報告書がまとめられております。公共施設整備や住宅用地の整備、また公園整備や森林整備などが提案されておるところでございます。これらの計画も先ほど上田議員さんのところで申し上げたとおりでございますが、開発には多額の事業費を伴うことによりまして、財政状況を勘案しながらさまざまな角度から精査した上で判断するものであり、特に実施時期については極めて重要であると考えておるところでございます。

このことから、今後の用地の利用計画につきましては、国・県の補助事業メニューを選択いたしまして、経費の削減を図りながら、また議員さん御提案の御意見も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、財政状況も見きわめながら検討していく必要があると考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたしますと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○小島健市総務部長 議長

○清水久二博議長 小島総務部長

〔小島健市総務部長 登壇〕

○小島健市総務部長 それでは、補助金等の見直しについてお答えをいたします。

まず、見直しの方針でございますけれども、補助金の交付につきましては、公益活動の推進や市民活動の活性化などに重要な役割を担っておりますけれども、一方では長期にわたっての同額の補助金交付によります既得権化、また合併前の補助金をそのまま継続し地域格差が生じているといったように、弊害が生じているのも

現状でございます。

このことから、本市の非常に厳しい財政状況の中、昨年度策定をいたしました市集中改革プランにおいて、この補助金、負担金の見直しを掲げ、現在取り組みを進めているところでございます。

取り組みの状況でございますが、議員申されましたように、今年度行いました見直しにつきましては緊急的な措置でございまして、現在平成19年度の予算編成に反映させるべく抜本的な見直しを進めているところでございます。

見直しの対象といたしましては、今年度予算計上の補助金のうち、債務負担あるいは債務負担的な補助金、それと今年度限りで終了する補助金、また病院や水道事業の企業会計補助金の、これらを除きました257件、約9億4,000万円と、負担金の一部、15件、約2,000万円を合わせました計272件の約9億6,000万円といたしております。

見直しの概要といたしましては、対象補助金ごとに補助金等の見直しに係る評価基準に基づきます採点評価を行いまして、今後の方針を決定しようとするものでございます。

具体的に申しますと、公益性、必要性、効果性、独創性及び適格性、この5項目につきまして対象事業ごとに採点を行いまして、その合計点により評価を行うものでございます。この合計点数により5段階の評価を行うこととしており、まず原則廃止を検討するもの、次に徐々に減額し、3年間での原則廃止を検討するもの、そして活動内容を精査の上、原則減額を検討するもの、次に原則補助を継続するもの、5点目として活動内容によっては増額も視野に入れ継続をするものといった今後の方針を決定することにいたしております。

この評価の手順といたしましては、まず庁内の副部長、課長級で組織する市補助金等検討会において採点評価を行っております。その評価結果に基づき、部長以上で構成する市の最終決

定機関としての庁議において再評価を行いまして、市としての評価を決定するものでございます。そして、庁外組織として市民の有識者で組織する市補助金等審査会を開催し、市の採点評価についての審査を行っていただきまして、今後この審査会としての意見を取りまとめたものを市長に報告していただくものでございます。

最終的には、市の庁議においてこの審査会の意見を尊重しながら、可能な限り反映できる方向で今後の方針を最終決定をして、平成19年度の予算編成に取り組みたいと考えているところでございます。

また、この見直しによる削減額といたしましては、今年度と来年度、平成19年度の2カ年分の合計で1億円程度を見込んでおりますことから、補助金交付先の各種団体におかれましてはその影響が及ぶことが予想されるわけですが、このように内部評価、外部審査を経ることによりまして補助金等のより公平な交付が実現できるものと考えているものでございます。

次に、審査会の情報公開についてお答えをいたします。

補助金等審査会につきましては、中野議員御指摘のとおり、委員名、会議内容などを非公開といたしております。これは、市民団体等に直接影響を及ぼす極めて重要かつ繊細な内容の審査でございますので、委員の率直な意見を阻害しないように、審査会において委員の合議により決定されたこととございまして、これを尊重させていただいているものでございます。

しかしながら、審査結果として市長に提出をしていただきます意見書につきましては、公表をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○松田眞財政課長 議長

○清水久二博議長 松田財政課長

〔松田眞財政課長 登壇〕

○松田眞財政課長 私からは、財政問題についてお答えを申し上げます。

平成11年の地方分権一括法により、地方債許可制度につきましては、地方公共団体の自主性を高める観点に立って廃止され、地方債の円滑な発行や地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国等と事前協議を行うこととするとされ、平成18年度から協議制に移行することとなっております。

しかし、協議制の移行の一方で、財政健全化への取り組みを促すための措置として、実質収支の赤字が一定以上大きい団体及び公債費等の比率が一定以上の団体は従前どおり総務大臣等の許可を受けなければならないとされております。

具体的には、実質収支が赤字の団体については、標準財政規模に応じその2.5%から10%の間で段階的に率が設定され、その率を超えている場合は許可団体になること。また、公債費等の負担をはかる指標として起債制限比率について見直しを行いまして、特別会計、企業会計及び一部事務組合の公債費に対する一般会計からの繰出金等を算入した新たな指標として実質公債費比率を導入し、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体となることとされております。

大洲市の平成17年度の実質公債費比率は23.1%と計算され、18%を超えているため、大洲市は起債発行に許可が必要な団体となっております。御指摘のとおり、県下20市町の中で18%を超えているのは大洲市を含めて3団体でございまして、その中で大洲市が最も高い数字を示し、大洲市財政の厳しい現状が浮き彫りにされております。

実質公債費比率は、起債制限比率をベースに公営企業への繰出金等も反映させる形で、より自治体の債務の負担状況を的確に把握する趣旨でつくられたものでございますが、これまでの起債制限比率が低い団体でも実質公債費比率に

なると指数が悪化してしまう団体も見受けられます。

例えば八幡浜市の起債制限比率は、県下11市中最も良好な数値を示しておりますけれども、実質公債費比率は県下11市の中で7位と中位グループになります。これは、病院や公共下水道など企業会計の繰出金が多額に上っていることが原因となっております。

大洲市も、起債制限比率は県下11市中、四国中央市に次いで悪い数値でございしますが、実質公債費比率になりますと県下11市中最も悪い数値でございします。

今後は、普通会計における公債費だけでなく、特別会計や企業会計の繰出金等も含めた公債費負担の適正化が求められることとなります。このため、昨年度策定いたしました公債費負担適正化計画に公営企業への繰出金等の新たな項目を算入した見通しを得る必要がございます。その試算等を行ったところでございます。

その結果、起債制限比率とともに実質公債費比率についても、昨年度策定いたしました公債費負担適正化計画に基づき、変更することなく適切で計画的な起債発行管理を行うことにより、段階的ではありますが、指数も改善される見込みを得ており、平成24年度には許可団体から協議団体になることができる実質公債費比率18%以下に抑制できるものと考えております。

今後とも、毎年変化いたします財政状況に合わせまして、公債費負担適正化計画の点検や見直しを行いながら、新市のまちづくりに必要な起債発行と現在の財政状況や次世代の負担とのバランスに配慮しました財政運営を図ることとしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは、いじめ問題と平野運動公園プール等の安全対策についてお答えをいたします。

まず、いじめの問題でございますが、いじめ根絶の指導についてということでございますが、今治市の事件につきましては、非常に悲しく痛ましい事件であり、まことに残念に思うとともに、当市でも危機意識を持っていじめ根絶に向けて取り組んでまいりたいというように考えております。

いじめの構造は、被害者、加害者、観衆、傍観者の4層になっており、子供が訴えにくい、また教師が発見しにくいものとなっております。そのため学校での指導においては、1つにはいじめは人間として絶対に許されない行為であることを一人一人に徹底させること、2つにいじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為であること、またいじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を持たせること、3つにいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあるということを考えている子供を徹底して守るという毅然とした態度を日ごろから示すことなどを、全教職員が共通理解をして取り組むよう改めて指導をしているところであります。

各学校においては、今治の事件後、これまでの指導体制や実態把握の方法の見直しを行うとともに、研修を深め、子供の微妙な変化に気づく感性豊かな教員としての資質の向上に努めているところであります。

次に、中学生のいじめ告白についてでございますが、指摘のありました市内の中学生がいじめを受けているという愛媛新聞への投稿については、新聞への投稿では保健室へ登校しているということが書かれておりましたので、各学校では保健室登校生についてはだれであるかということは確認できており、その把握については十分にしております。

ただし、プライバシーの問題に抵触するおそ

れもあることから特定するような調査はしておりませんが、各中学校においてはこのことを自分の学校の問題として真剣に受けとめ、生徒指導に当たっているところであります。

いじめ対策は学校が率先して行い、家庭や地域を巻き込み、お互いに協力して取り組むことが重要と考えておりますので、今後も議員各位の御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、平野運動公園プール等の安全対策についてでございますが、昨日もお答えいたしましたので同じようなことにはなりますが、まず経過報告についてでございますが、7月31日に埼玉県で流水プール事故が発生した翌日、すべての吸排水口について再点検を行い、流水プールの吸い込み口の外側は穴あき鉄板がボルト10カ所で堅固に固定されており、緩みもない状態を確認しておりました。

しかし、その後の調査で、吸い込み口が2重になっていないことが判明し、さらに県教育委員会から使用中止の指導があったことから、8月9日より流れをとめて普通のプールとして使用したものであります。

次に、安全対策についてであります。問題の吸い込み口の外側は堅固に固定されており、安全性に問題がないものと認識をしておりましたが、内部構造の確認をしていなかったため、2重構造とする施設基準を満たしていなかったものであります。このことは、プールの底の排水口と同様に、吸い込み口についても2重構造になっているものの思い込みがあり、確認が不十分だったものであります。

このように、2重構造への改善を実施していなかったことは、結果的には国の通知を無視したことであり、また施設基準の確保にも落ち度があったものと申しわけなく思っております。

しかしながら、実際の使用上では外側は問題のない状態であり、また毎日の安全点検は開園前と開園中3回、さらに閉園後の計5回実施す

るとともに、プール監視員を配置して安全性を確保しておりましたので、施設基準の落ち度はあったものの、使用上の問題はなかったものと認識をしていたところであります。

次に、他の施設の安全確認と今後の対策についてであります。今回の事態を受け、それぞれの通知等に基づき他の施設等も安全確認を行い、現状では問題ないものというように思っておりますし、また教育委員会所管の公園、学校及び都市公園等に設置しております遊具についても、要領に基づき適正に点検しておりますので、問題のないものというように考えております。

また、今後の再発防止策については、国・県の通知を遵守するとともに、関連する部署との連携を密にし、重要なものは合議を行うなど適切に対処してまいりたいというように考えておりますので、御理解をいただきたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○8 番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8 番 中野寛之議員 登壇〕

○8 番中野寛之議員 それでは、2 点再質問させていただきます。

まず、補助金等の見直しに関しまして、2 つ目のところなんです。審査プロセスの透明性の確保に関してです。

先ほど小島部長からの答弁の方で、こちらの大洲市補助金等審査会におきましては、率直な意見を促すためにも諮ったところ、委員の方から希望があって名簿非公開ということになったといういきさつの説明がございました。また、意見書は公開するということでもございましたが、意見書の公開はそれはもう当然じゃないかと我々は考えております。逆に意見書を公開しないということになれば、一体何をやっとなるのか全くわからないということになりまして、これではやや公平性、情報公開という意味ではや

や疑問があるのかとも感じております。

また、これも委員会が民間から入られた方、反映させるために、率直な意見を促すために何も公開しないということになりますと、非常に審査会の形骸化ということのおそれがあるのではないかと感じております。私も以前は、こちら議会の場でも各種審議会、委員会のあり方というものに対して提案も行っておりまして、公募制の導入ということも以前上げたこともございました。

やはりこういうような後ろ向きといいますか、非公開になりがちなのは、1 つには充て職が多いことへのマイナス面が出ているのではないかと考えておりますが、現状のままで情報公開、透明性の確保という点で全く問題なしと考えておるのか、それとも改善の余地が必要とを考えておられるのか、この点再度答弁をお願いいたします。

あと、最後に教育委員会のいじめ対策の問題に関してなんです。先ほど大洲市の女子の投稿記事に関しての答弁がございましたが、非常にこの生徒の登校されたときの気持ちというもの、を少し思いはかると、非常に我々大人の胸にも突き刺さってくる思いがあります。いじめられて、なかなか相談することができずに、わらをもすがるような気持ちで新聞に投稿したのじゃないか。それに対して、いじめ根絶と掲げるのであれば、絶対に許さないんだという強いメッセージを教育委員会並びに学校関係者が児童・生徒に対して送っていくこと、これが大事な命を救っていくことじゃないかとも感じております。こういった点を含めて、いじめ根絶に向けた強いメッセージ、これを議会の場で表明をしていただきたい、このことを再度答弁をお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして、再質問を終わらせていただきます。

○清水久二博議長 しばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。



午前11時58分 休 憩

~~~~~

午後1時00分 再 開

○清水久二博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○小島健市総務部長 議長

○清水久二博議長 小島総務部長

〔小島健市総務部長 登壇〕

○小島健市総務部長 それでは、審査会の公開に関する再質問にお答えをさせていただきます。

審査会の委員につきましては、5名の皆様をお願いしております。旧4市町村の地域性を考慮するとともに、補助金の交付団体の代表者とか、主要な役員さんに御就任をされていない方で識見にすぐれた方を選考をしたところでございます。

審査会につきましては、これまで4回の会議を開催をしていただいております。毎回活発な議論を交わしていただいております。さまざまな意見が出されております。

審議会の進行につきましては、毎回5人の委員の総意としてまとめた事項について取りまとめを行いまして、次回の審議に際しましては、その前回の確認事項をお互い確認をしてからその審議を深めていただいているという状況でございます。

審議会等の情報公開につきましては、一般的には公開をすべきものであるというふうに認識をいたしておりますけれども、今回の補助金の審査につきましては、申し上げましたように繊細な内容を秘めておりまして、議論の過程では個別の団体の評価に関する事項とか各委員さんの個人的な見解も出されるわけでございます。審査会としての最終的な意見の取りまとめに当たりましては、先ほど申しましたように5人の委員さんの総意によって行われておりますけれども、その過程では、申し上げましたような

個々の団体の評価に関する具体的な意見も出されますので、各委員とも各地域に帰られましたら、その団体とも関係を持たれるということもあるわけでございます。

このようなことから、第1回目の審査会におきまして、会議の公開、非公開に関して御協議をいただきまして、全会一致をもって非公開とするように決定をされましたので、市としてはこれを尊重をさせていただいているものでございます。どうか御理解をいただきたいと思います。

このように、事務局としては、今回の審査会は各団体の補助金や活動内容等に関する審査であり、補助金のカットという特殊な審査内容となりますので、特別と申しますか、例外的な非公開の扱いであるというふうに思っているところでございます。

なお、意見書の公開に関しましては、当然のことではありましたが、あえて申し上げたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

今後の補助金見直しに関する内容の公開につきましては、この意見書のみでなく補助金の評価に関して可能な範囲で公開に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、再質問の方にお答えをしたいと思います。

根絶に向けた取り組みの決意をということでございますが、冒頭でも申し上げましたように、教育委員会といたしましても危機意識を持っていじめ根絶に向けて学校とともに一生懸命取り組んでまいりたいというように考えておりますし、また命を大切にする教育を推進してまいりたいというように考えておりますので、御

理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 次に、有友正本議員の発言を許します。

○18番有友正本議員 議長

○清水久二博議長 有友正本議員

〔18番 有友正本議員 登壇〕

○18番有友正本議員 かつて旧大洲市の総務部長が私の住民投票に関する質問の回答の中で、ある女性の大学教授の文章の抜粋を取り上げ、地方制度調査会の見解だとして住民投票を否定する発言を行ったことがあります。これに対し、討論の中で事実を指摘し、間違いを指摘したことがありました。

前回理事者でありましたが、6月議会では、ある議員が事実をねじ曲げ、我々超党派に対して誹謗中傷を行いました。我々は一貫して議員定数削減の話が出て以来、どこでも新しい議員定数は20人と主張してきました。それにもかかわらず、このことを無視して、なぜこの取りまとめ直前になって定数20という極端な提案を行うのかと事実をねじ曲げたのであります。そのねじ曲げたことを根拠に我々超党派を誹謗中傷したのであります。これでは発言した議員の品性、人格、人間性が問われるだけではなく、言論の府であるべき我が大洲市議会ではまともな議論の場が保証されないことになってしまいます。大人は子供に対してうそをついてはいけなく指導します。本会議場でこんな発言をしなければならないことは非常に残念なことです。まともな建設的な議会への第一歩は、大洲市議会は虚偽発言は行わない、ここから始めなければなりません。

さて、ことしは一昨年、昨年と続いた台風の被害もなく実りの秋を迎えられたことを喜び、同時にことしはもう台風による被害のないことを祈りながら質問に入ります。

まず、財政問題についてお尋ねします。

財政問題の広報について、大洲市財政の状況

を市民へ積極的に説明することが行財政改革の第一歩だと考えております。この視点から市の広報を見ると、さすがに何年か前のように前年度比何%増との表現は出ていません。しかし、積極的に市の財政状況を説明するものになっているものと評価することもできません。

毎年9月には前年度の決算状況が報告されます。これを見た市民から必ず、大洲市の財政は厳しいと聞いていたが、黒字なんですねと質問をされます。そして、必ず歳入のうちの市債の説明をすることになります。広報を注意してみると、用語解説のところへ見落としかねない小さな字で市債、市が借り入れたお金（借金）と書かれております。これでは意識的な市民でも市の財政を理解しようがありません。

そこで、行財政改革の第一歩は財政状況を市民の皆さんへ積極的に説明することからの視点で、市民の皆さんに対する説明責任を果たすため次の提案を行います。

現在の市の広報で最も大切なものは財政問題だと考えます。これを広報するとき、何よりも市民に読んでもらえることが重要だと考えますが、より一層読みやすさを追求していただきたい。

次に、市の広報では市財政状況の報告をアリの的に数値を羅列するだけでなく、財政状況の厳しさを具体的に説明するようにしなければならぬのではないのでしょうか。ことし5月の広報での18年度当初予算の説明では、タイトルは「財政健全化を最優先とした緊縮予算編成」となっております。そして、10月の広報でのタイトルは「市の財政は赤信号」となっております。このあたりに市の財政状況を説明しなければとの問題意識を感じることができます。たとえば同じことでも繰り返しわかりやすく、わかりにくい財政問題ですから、表現を変えて市民へ伝えようとしなければ不特定多数の人へは伝わらないと考えます。

次に、公債費負担適正化計画について、今議

会の提案理由説明の中で、実質公債費比率を24年度までに18%以下にとの目標が示されました。その24年度までの年度ごとの実質公債費比率の変化と公債残高がどのように推移すると設定されているのでしょうか。年度ごとの目標数値をお答えいただきたい。

次に、肱川の治水対策についてお尋ねいたします。

3月議会で言ったことでありますが、治水対策で早急に実施でき、その効果が期待できるものは、河床の掘削以外には考えられません。そこで、再度河床の掘削についてお尋ねいたします。

まず、洪水時の水位の上昇について、この件につきましては、3月議会で、そこで国土交通省の出している平成7年の洪水、一昨年の16号、昨年の14号台風に関するデータの比較を行いました。昨年の14号台風に関しての流量はまだ出されていませんので、平成7年洪水と一昨年の16号のデータを取り上げます。どちらの洪水も大洲第2地点でのデータで、平成7年の洪水は3,000トン弱の流量で水位は5.84メートル、16号台風では約3,200トンの流量で6.85メートルとなっております。

ここで不思議なことは、たった200トンの流量の増加で水位が1メートル上昇していることです。水位が1メートル上昇していることから、少なく見積もっても平成7年洪水と16号台風の流量の差は800トン程度はあったはずです。もし国土交通省の流量測定に誤りがなかったとするなら、著しい河床の上昇がこの10年間に起きていることになります。ほかに原因があるのでしょうかと尋ねましたが、答えはありませんでした。改めて水位上昇の原因をお尋ねいたします。

次に、また同じく3月議会において、国・県の考え方は肱川の河床は全川的に見ましたら安定しておりますので、洪水被害を大きくするような著しい土砂の堆積は余りないんだとされて

いる。それでは困るので、局所的に堆積している箇所も見受けられるから、昨年度、今年度と如法寺河原において堆積土砂の河道内での再利用によります除去作業が実施されているところでございますと答えていただきました。ここで疑問点が3点あります。

1点目は、局所的な土砂の堆積は、その付近だけでなく大きな影響を洪水時の水位にもたらし、水害による被害を大きくすると考えます。このことから、局所的な土砂の堆積による影響をどのように把握されているのでしょうか。

次、2点目は、肱川の河床は全川的に見ましたら安定しておりますと表現されたが、何を基準にどのように安定しているのでしょうか。

3点目は、確かに如法寺河原の土砂は一部撤去されましたが、20年、30年の時間を考えると十分な土砂の撤去とは言えません。如法寺河原の道路は25年前には石積みで2段程度河原より高かったはずであります。

次に、山鳥坂ダム環境検討委員会についてお尋ねします。

前回の環境検討委員会で移植が困難なものについては、山鳥坂ダム工事事務所長はスケジュールが詰まっているからとの趣旨から立ち入った議論や実証的な検証は環境アセスメントから避ける傾向がありました。環境アセスメントとして問題はないのでしょうか。山鳥坂ダム来年度着工ありきの山鳥坂ダム環境検討委員会、環境アセスメントになっているのではないのでしょうか。

次に、自然の状態で貴重な動植物の生息する山鳥坂の環境が失われることに対する市としての見解をお尋ねいたします。

次に、ムヨウランなどの貴重な種が水没予定地内で消滅しようとするものに対して、移植すればよいとするのが環境検討委員会及び国土交通省の見解のように感じられます。人為的に移植することによって移植した場所でまた新たな環境変化が起きることが考えられますが、これ

をどうとらえていらっしゃるのか、お尋ねします。

次に、市長の体調についてお尋ねします。

大森市長が生体肝移植の手術を受けられたとの報道以来、市長の体調はどうなのかと多くの市民の皆さんは大変心配されている。私も一日も早い市長の全快を望む者であります。新聞報道では、市長の基本方針はわかっているので職務を遂行したいと首藤市長職務代理者が述べていらっしゃるの、市政の執行についてはそれほど心配しておりませんが、これまで市長の病気について部分的な説明しかされておられません。

そこで、市長の病名、回復の見込み、そして一番肝心のことでありますが、市長職務への復帰のめどはどうなのか、お尋ねいたします。

次に、臨時職員の採用についてお尋ねします。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

そこで、次の3点をお尋ねします。

募集の方法はどのようにされているのでしょうか。人事課へ届けられた履歴書の中から選ばれているだけなのではないのでしょうか。臨時職員といえども、離職者のあふれている時代であります、より開かれた形の募集が必要なのではないのでしょうか。

そして、具体的な臨時職員の採用手続、さらに採用基準をお尋ねいたします。

次に、大洲市の入札についてお尋ねします。

マスコミの報道を見ると、このところ公正取引委員会や検察による談合摘発が後を絶ちません。昼のニュースによりますと、某県の知事の弟が逮捕されたとの話が報道されておりましたが、一方では多くの自治体でさまざまな入札制

度の改革が行われております。

具体的に例を挙げますと、長野県では入札改革により前年度と比較して2003年度に321億円、2004年度に233億円の入札差金が出ております。また、神奈川県座間市では、1999年の入札改革により前年度比18億円の入札差金が発生したと報告されております。

入札改革のポイントは、情報公開と説明責任の確保にあり、落札率はそのバロメーターであると考えております。全国市民オンブズマン連絡会議の大川隆司氏は、入札改革の主眼は競争性の確保にあり、競争性が確保されれば当然下がる。そして、落札率は入札改革の進展状況のバロメーターであり、談合による損害を把握するバロメーターでもあると指摘されております。

そこで、次の2点をお尋ねします。

大洲市の入札では落札率が公表されておられません。なぜでしょうか。入札の公正を期し、競争を促進するため、落札率を公表する必要があると考えるが、今後どのように考えておられるのでしょうか。

次に、その他市政全般についてお尋ねします。

予備費の充用について、特別応接室のトイレ設置に関し、予備費の充用については既に6月には理事者の説明が行われ、その上に監査結果も出ております。監査結果に対して、首藤市長職務代理者は監査結果を真摯に受けとめると発言されております。その上で、改めて質問を行います。

まず、特別応接室のトイレ設置に関し、予備費の充用は適切であったのでしょうか。6月議会のこの問題に対する答で、トイレ設置につきましては他市の状況や庁舎の状況を勘案いたしまして適切に執行したものと述べられました。地方自治法の規定によると、予備費の支出は予算外の支出または予算超過の支出とされております。また、トイレ設置について、監査の

結果では庁舎改修工事とは別のものと指摘されております。

次に、この予備費の充当は、市民無視、議会軽視の充用ではなかったか。6月議会で議会や市民の皆様へ事前説明について配慮に欠けたことから大変御心配、御迷惑をおかけいたしましたして申しわけなく反省しておりますと述べられたが、これはこのことを指しているのでしょうか。なぜ3月議会あるいは6月議会へ提案した上で採決を受け、その上での執行にならなかったのか。6月議会の説明では、合併以来3階庁舎北側にもトイレ設置の必要があったとのことです。予備費を用いて秘かに設置するのではなく、議会へ提案し、議決を経て行ったならば、全国ニュースにもなることはなかったはずであります。

最後に、IT情報環境の整備についてお尋ねいたします。

最近、高速大容量の高度情報化がますます進行しておりますが、反面この大洲市内でもその情報格差がさらに広がっております。いまだにISDNしか使用できない地域もたくさんあります。この格差を是正する方向性はないのか、何か市として考える方向性はないのか、お尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 有友議員さん御質問中、まず市長の体調についてお答えをさせていただきます。

基本的には、昨日山本議員さんの御質問にお答えしたとおりでございますので、重ねては差し控えさせていただきますが、体調は順調に回復に向かっておられますし、10月中旬ごろが復帰のめどがと考えておるところでございます。

病名につきましては、プライバシーの関係もございますので、御容赦いただきたいと思います。

おります。

次に、その他市政の中の予備費の充用についてお答えをいたします。

特別応接室のトイレ設置に係る予備費充用についてでございますが、6月議会にて十分説明をいたしましたでしたが、執行に関しまして法的には問題はなく、適切であったと考えておるところでございます。

ただ、住民監査請求申立書が提出されたことは、市民及び議会に対して説明不足であったと言わざるを得ず、安易な予備費充当の執行に対して警鐘を鳴らしたのと考えたとの監査結果を7月19日にいただいております。大洲市では、この監査結果を真摯に受けとめまして、今後においても市民の市政に対する理解と信頼を得ることができるよう、公正の確保と透明性の向上を図るとともに、より適正な事務処理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市民無視、議会軽視の予備費充用ではなかったかとのことでございますが、既に6月議会にもお答えをいたしましたとおり、予備費充用に当たりましては、議会や市民の皆様への事前説明について配慮が欠けましたことから、市民無視、議会軽視といった御意見もいただいで申しわけなく反省をしておるところでございます。

また、施工時期につきましては、トイレの設置につきましては従前から検討はしてまいりましたが、定期人事異動に伴う事務室等の改修、それから防災情報端末機の移設工事など例年にない特別な工事を年度初めに集中して施工する必要があったことから、これらの庁舎改修工事と時期を合わせまして施工したものでございますので、御理解を賜りたいと思うわけでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○上村孝廣企画財政部長 議長

○清水久二博議長 上村孝廣企画財政部長

〔上村孝廣企画財政部長 登壇〕

○上村孝廣企画財政部長 私の方からは、高速大容量通信に伴う市内地域間の情報格差是正につきましてお答えをいたします。

インターネット接続に係ります高速大容量通信といたしましては、光ファイバーを使った光通信、電話回線を使ったADSL、ケーブルテレビの回線を使った通信などのブロードバンドサービスが各電気通信事業者から提供され、その契約数も年々増加をいたしているところでございます。

しかしながら、全国的な傾向といたしまして、採算性の関係からと思われませんが、ブロードバンド環境の整備は市街地から進んでおりまして、周辺部の整備がおくれているのが現状であり、大洲市におきましても同様でございます。

市内におけるブロードバンド環境についてでございますが、旧大洲市では光通信、ADSL、ケーブルテレビが、また旧長浜町ではADSLのみのサービスが提供されておりますが、サービスエリアはどちらも市街地に偏っております。また、旧肱川町及び旧河辺村におきましては、ブロードバンドのサービスは提供されておらず、旧来のISDNのサービスのみが提供されているのが現状でございます。

国のブロードバンド環境の整備方針につきましては、今年8月に策定をされました次世代ブロードバンド戦略2010の中で、ブロードバンドゼロ地域の解消などの目標を掲げまして逐次整備を進めることになっておりますが、これらの整備に当たりましては、引き続き民間主導を原則に推進することとされております。

このことから、今後電気通信事業者に対しまして、ブロードバンドのエリア拡張について働きかけを促進していくとともに、昨日叶岡議員さんにお答えをいたしましたように、情報格差の是正に向け今後総務省と協議を進めながら、当市が所有しております光ケーブルの電気通信

事業者への貸し出しによる支援策を講じていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○二宮勝治水担当副部長心得 議長

○清水久二博議長 二宮治水担当副部長心得

〔二宮勝治水担当副部長心得 登壇〕

○二宮勝治水担当副部長心得 有友議員さん御質問のうち、肱川治水対策についてお答えをいたします。

まず、河床掘削のうち洪水時の水位上昇の原因についてでございますが、平成7年洪水、平成16年の台風16号、平成17年の台風14号の大洲第2地点の最高水位と毎秒最大流量につきましては、それぞれ5.84メートルと2,900トン、6.85メートルと3,200トン、それから6.49メートルと、流量については現在審査中というふうに聞いております。

議員さん御指摘のとおり、台風16号の流量と水位の関係につきましては、他の洪水に比べまして特異な洪水となっております。この原因につきましては、現在のところ特定できていないため、これから四国地方整備局水門観測品質管理検討会で決定されます平成17年の台風14号の洪水流量を含め検討を行うとともに、今後とも注意深く見守っていくというふうに国土交通省から伺っております。

次に、肱川の河床と局所的な土砂の堆積でございますが、国土交通省では定期的に距離標ごとに横断測量を実施し、適切な河川管理に努められております。この中で、想定する洪水以下の河川断面を経年変化で見た場合、昭和50年代以降、洪水被害を大きくするような著しい土砂の堆積はないことから、河床は安定しており、河川管理上問題ないというふうに伺っております。

しかしながら、平成16年、17年、再度被災を受けられました地区では、住民の不安が大きいため、河川管理や河川利用上の観点から協働管

理によります樹木の管理、河道内での再利用としての土砂の除去作業、河床整正を実施し、市民の不安解消に御協力をいただいております。

議員さん御指摘の30年スパンという大規模な河床掘削につきましては、下流域との治水のバランスや洪水のたびに河床がもとに戻る可能性がございます。それから、河川管理施設や地下水等への影響があることから、今後30年で実施されます河川整備計画以降の実施というふうになります。

今後につきましても、必要な箇所においては河床整正及び樹木伐採を行っていく予定というふうに聞いておりますが、大洲市といたしましても被災の状況や地元の御意見を伺いながら、必要に応じまして要望に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、山鳥坂ダム環境検討委員会についてでございますが、山鳥坂ダム環境検討委員会は、山鳥坂ダム建設事業の事業特性、地域特性等を踏まえまして、最新の科学的知見に基づき環境面からの技術的助言をいただくことを目的として、各分野の専門的知識のございます10人の委員により構成をされております。

これまで、環境影響評価の方法書作成や準備書の作成に向けての助言及び議論が8回行われております。

なお、委員会での議論につきましては、平成3年からの十分な環境調査資料に基づき環境影響評価法等の所定の規則に沿って進められておりまして、必ずしも来年度着工ありきという意識は持っていないというふうに聞いております。

また、ダム事業により影響を受けます重要な植物21種、動物3種につきましては、専門家の意見を聞きながら、今後適する場所への移植計画の詳細が検討されると伺っております。移植についてもモニタリングを実施することとされておりまして、環境に配慮するための措置と今

後の対応方針が適切に示されております。

このようなことから、山鳥坂地域全体の環境につきましても、貴重な動植物と同様環境保全措置と必要に応じた事後調査の中で適切な措置をしていただくものというふうに考えております。

次に、貴重種の移植に当たりましては、移植計画の中で段階的に様子を見ながらの移植を行い、影響を少なくする措置がとられるというふうに伺っております。

その後、移植した種や移植先の環境変化についても適切なモニタリングが実施されるということについては先ほど答弁したとおりでございます。

今後につきましても、地域の意見反映に努めながら円滑な事業推進を図っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○神元崇人事秘書課長 議長

○清水久二博議長 神元崇人事秘書課長

〔神元崇人事秘書課長 登壇〕

○神元崇人事秘書課長 有友議員御質問の臨時職員の採用手続その他に関しましてお答えをいたします。

まず、募集の方法であります、公募、広く募集することは行っておりません。これは、あくまでも短期間の雇用でありますので、難しい教養試験といった、そういうことを実施して敷居を高くしない方がよいのではないかと、その方がより多くの皆様に雇用の機会が生じることになるのではないかと考えております。

そこで、就職を希望される方がいる場合は、履歴書を本人が持参されるか、郵送あるいは家族や知人等を介して人事秘書課に提出していただくことが手始めとなります。これは随時受け付けております。

そうしまして、業務量の一時的な増加や職員が育児休業をとるなどの理由により臨時職員を

雇用する必要が生じた部署からの要求に応じまして、4月の一斉交代の時期には人事秘書課で必要部署に割り振り、それが年度途中であれば、保管しております履歴書の中から、原則受付日順に何枚かを紹介し、その部署での書類選考あるいは面接等を経て採用に至るとというのが手続上の流れであります。

ただ、履歴書をお預かりしましても、空きがなければすぐに採用することはできませんので、通常はしばらくの間待っていただくこととなりますし、履歴書を提出されたすべての皆様の御要望におこたえすることができないのもまた実態でありまして、その点該当の皆様には大変申しわけなく思っている次第でございます。

次に、採用基準につきましては、愛媛県や松山市等のような臨時職員の採用試験は行っておりませんし、特に設けてはおりませんが、今の時代ですから、事務職であればパソコンが使えることが一つの条件のようにはなっているかと思えます。

また、保育士、保健師や看護師などの資格免許を有する人、性別や年齢等といった業務内容に基づく雇用条件によりましては、お預かりしている履歴書だけでは対応し切れない場合や、空きが生じてこちらから連絡をしたときには既によそへ就職されており、時期を失するといったことがあります。そうした際には必要とする担当課と人事秘書の担当の方で職員のつてで探してきたり、あるいはハローワーク等を通じて求人をする場合もございます。

臨時職員の採用に当たりましては、以上のようにケース・バイ・ケースで対応することもございますので、御理解を賜りたく存じます。

近年、高齢化社会の中でのたび重なる制度改正に伴いまして、保健師、看護師の必要性が高まっておりますが、その免許保有者を確保することが困難な状況となっておりますので、お知り合い等がございましたら、お力添えを賜りますようお願い申し上げます、以上お答えとさ

せていただきます。

○城戸秀光監理課長 議長

○清水久二博議長 城戸監理課長

〔城戸秀光監理課長 登壇〕

○城戸秀光監理課長 私の方からは、入札の落札率についてお答えをいたします。

当市におきましては、従来から公共工事の発注、契約について、公平性、透明性、競争性の確保に努めており、適切かつ適正な入札契約業務の執行により市民の信頼確保を図っているところでございます。

議員御指摘の情報公開につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、指名業者名、入札金額、契約金額、契約の相手方及び入札の日時などにつきまして入札の結果を監理課で公表をいたしております。

落札率の公表につきましては、地方公共団体の契約について規定している地方自治法及び同法施行令には予定価格の公開もしくは非公開にするかの明確な規定はございませんので、現在当市では予定価格及び落札率の公表はいたしておりません。

落札率を公表していない理由であります。契約金額を落札率で除することによりまして容易に予定価格の算出ができるわけでございます。結果的には予定価格の事後公表と同じことになるからであります。予定価格の事後公表につきましては、以降に発注される同種工事の予定価格を推測させることとなり、結局は事前公表と同様の問題を招くものと思われま

す。予定価格を事前に公表していない理由といたしましては、1番に談合を助長するおそれがあること、2番目に協定価格に利用されるおそれがあること、3番目に落札高の高どまりが予想されること、4番目に競争入札参加者の真剣な見積もり努力を失墜させる可能性などが考えられます。

一方では、予定価格に関する情報は納税者が



公共工事に関する予定価格が適正かどうかを検証するために公開が必要であるとの見解も一部にはございます。

以上のような事柄を総合的に判断いたしまして、落札率につきましては公表をいたしておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、入札方法にベストはございませんが、今後におきまして時代に応じた適正な入札契約事務が行えるよう制度の見直しを随時行い、その効果を検証しながら、よりよいシステムづくりが重要であると考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○松田眞財政課長 議長

○清水久二博議長 松田財政課長

〔松田眞財政課長 登壇〕

○松田眞財政課長 私からは、財政問題についてお答えを申し上げます。

まず、財政問題の公表についてでございます。

当市の最大の課題は財政健全化であり、必要な事業を推進していくためにも財政の健全化が重要な課題となっております。このことを市民の皆様十分に理解していただくことは、御指摘のように行財政改革への第一歩であると認識しております。

このために、当市の財政状況の公表につきましては、従来年に2回広報により公表していたものを、昨年度から財政決算状況のほか類似団体との財政比較分析や危機的な財政状況の内容をできるだけわかりやすい形で広報やホームページを通じた情報提供に努めておるところでございます。

現在配付しております広報10月号でも、4ページにわたりグラフ等により工夫をしながら財政状況等についてお知らせをしており、今後も読みやすくわかりやすい方法を工夫しながら、随時広報等により広報に努めてまいりたい

と考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

次に、平成24年度までの実質公債費比率の変化と公債残高についての御質問にお答えを申し上げます。

中野議員さんの御質問にもお答えをしておるところでございますが、公債費負担適正化計画につきましては、昨年度策定をいたしまして適切な起債発行管理などによる健全な財政構造を目指した取り組みを始めたところでございます。

今年度、従来の指標である起債制限比率から実質公債費比率という新たな指標が新設をされ、そのため普通会計における公債費だけではなく、特別会計や企業会計への繰出金等も含めた公債費負担の適正化が求められております。このため、昨年度策定いたしました公債費負担適正化計画に公営企業への繰出金等の新たな項目を算入し試算等を行ったところ、実質公債費比率についても0.2ポイント程度から毎年改善幅を拡大しながら段階的に改善され、平成24年度には実質公債費比率18%以下に抑制できるというふうに考えております。

また、公債残高につきましては、普通会計で申し上げますと、平成17年度末が約357億円となっております。これを計画的な管理を行うことで段階的に減少し、計画最終年度の平成24年度には305億円程度に削減する計画としております。

財政環境は毎年変化をいたしますので、それに合わせて公債費負担適正化計画についても随時見直しをする必要がございます。そのため、毎年ローリングするなど適切に見直ししながら、目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○18番有友正本議員 議長

○清水久二博議長 有友正本議員

〔18番 有友正本議員 登壇〕

○18番有友正本議員 2点再質問をさせていただきます。

まず1点目は、入札について、先ほど地方自治法の規定については予定価格を明確に公表するようにとなっていないという話があったと思うんですが、内閣総理大臣の諮問機関であります行政改革委員会が発注者のコスト縮減努力に対する納税者の監視を可能にするという公表のメリットを認め、これを受けて旧建設省、自治省が98年4月1日、連名によって予定価格の事後公表を行うことを指示したとされております。

さらに、この指示の後、入札契約適正化法に基づく適正化指針が01年3月に出され、ここで公表を指示したと考えておりますが、私の勘違いでしょうか。

なお、現在の大洲市の入札方法で何も問題はないと考えていらっしゃるのか、重ねてお尋ねいたします。

次に、山鳥坂ダム環境検討委員会について、先ほど二宮副部長は山鳥坂ダム来年度着工ありきの環境検討委員会ではないと答えられましたが、前回8回目の環境検討委員会だと思うんですが、ある委員が県内未確認のセイランが発見される可能性が強いと指摘し、これに対して山鳥坂ダム工事事務所の所長が準備書の作成に間に合わないと言った現場に私はおったわけですが、これは私の何かの勘違いでしょうか。この事実は間違いのないと思っております。

以上、よろしくお願いします。

○二宮勝治水担当副部長心得 議長

○清水久二博議長 二宮治水担当副部長心得

〔二宮勝治水担当副部長心得 登壇〕

○二宮勝治水担当副部長心得 肱川の治水対策についての再質問にお答えをいたします。

環境検討委員会での意見ということについてでございますけれども、山鳥坂ダム建設事業の実施に先立ちまして、大気、水環境や動植物、

景観等の自然環境への影響に関する調査、予測、要望を行います環境アセスが、専門的知識を有します委員の助言をいただきながら進められております。その委員会での指摘された事項につきましては、原則的に次回の委員会で回答をしたり、補足して各委員に御理解をいただきながら、かつ県の審査委員会、住民の意見も反映されながら進めておられます。そういうことも含めまして問題はないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○城戸秀光監理課長 議長

○清水久二博議長 城戸監理課長

〔城戸秀光監理課長 登壇〕

○城戸秀光監理課長 先ほどの有友議員さんの御質問にお答えをいたします。

先ほど予定価格の公表は法的にされておるんではないかというような内容の御質問でございますが、現在監理課におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして実施をいたしているところでございます。

その中におきまして、入札の契約の適正化の基本の原則は、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施行の確保、それから不正行為の排除の徹底という原則の明示がされております。その中ですべての発注者に義務づける事項といたしましては、毎年度の発注見通しの公表、それと入札契約に係る情報の公開、この中には先ほど言いましたように入札参加者の資格、それから入札者、入札金額、落札者、落札金額を公表するようになっております。

それから、施行体制の適正化、4番目としては不正行為に対する措置、このようなことが書いてございます。この法律に基づきまして、監理課といたしましては実施をいたしております。

それから、もう一点ありましたが、今のような入札の方法でよいのかというようなことでご

ざいますが、これにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、その時代その時代の最善の入札方法を改善して取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今現在の入札方法が最適であるかといいますと、これから改善をしていく余地は多大にあるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 以上で質疑、質問を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案14件のうち、第98号議案から第105号議案及び第110号議案から第112号議案並びに第115号議案の議案12件につきましては、お手元に配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

次に、第113号議案及び第114号議案の議案2件についてお諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第6条の規定により、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会中も継続して審査を行い、次の定例会において委員会の審査の経過及び結果について報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、上田栄一議員、安川哲生議員、山本光明議員、二宮淳議員、水本保議員、吉岡猛議員、小泉紘文議員の以上7人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、請願第12号から請願第14号までの請願3件を一括して議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしております請願付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

各委員会におかれましては、議案並びに請願につきまして十分に審査を行い、次の本会議において委員会の審査の経過及び結果について委員長の報告を求めることといたします。

以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

9月27日から29日及び10月2日、3日は委員会審査等のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、9月27日から29日及び10月2日、3日は休会とすることに決定いたしました。

なお、9月30日及び10月1日の両日は市の休日で休会となっております。

10月4日午後2時から本会議を開きます。

日程は、各委員長の報告並びに議案等に対する審議の続行であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午後2時02分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員